

■ウレシバ・シンポジウムにおける基調講演

(二〇〇九年五月一三日 札幌大学プレアホールにて)

アイヌ民族と大学教育

北海道大学アイヌ・先住民研究センター長

常 本 照 樹

本日はこのように意義深いシンポジウムに際してお話をさせていただく機会を頂戴し、まことに光栄に存じます。

さきほどの宮腰学長先生のお話にもありましたように、昨年六月に国会において、アイヌ民族は日本北部とりわけ北海道にすむ先住民族であるとの決議がなされました。このような決議を待つまでもなく、北海道に住むわたしたちにとっては、これは自明な事実であったわけですが、それが国によって正式に確認されたことの持つ意味は大きいと考えております。

世界の先住民族は、たとえばアメリカ・インディアンであるとか、ニュージーランドのマオリ、オーストラリアのアボリジニ、北欧のサーミ、そしてお隣の台湾の原住民など、数え方にもよりますが世界に約三億七〇〇〇万人が存在するといわれております。

とりわけ欧米諸国が近代化する過程で植民地化され、被支配的地位におかれていった

という共通点をもつこれらの先住民族は、二〇〇年余りにわたる厳しい主権国家との議論を経て、二〇〇七年九月に国連総会において「先住民族の権利に関する国連宣言」を成立させました。これは全四六条にわたる条文の中で先住民族にとって重要な権利をほぼ網羅しておりますが、なかでも重要なものの一つとして注目されているのが教育の問題であります。

実は、国連宣言以前に、国内に先住民族が居住する主要な諸国においては、のちほどその一部をご紹介いたしますが、すでに教育問題の重要性に気づき、さまざまな政策を実施しております。

冒頭に申し上げたように、遅きに失した感はあるものの、日本でもようやくアイヌ民族を先住民族と承認し、内閣官房長官が設置し、わたしもその委員の一人となっている「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」において総合的政策の検討がはじまっていますが、そこでもやはりアイヌ民族の青少年たちの教育の重要性が議論の大きな柱の一つとなっています。

そのようななかで、このたび、ここ札幌大学においてアイヌ民族出身の学生に対する新たな制度の検討が始まっていると伺い、大変心強く思うとともに、その十全な、そして全学的なご検討のご参考となるようなお話をできればと考えているところですが、いかんせん力不足でございますので、その点はご寛恕いただければ幸いでございます。

さて、本題に入りますが、最初に、ご存じの方も多いとは思いますが、念のためにアイヌ民族の現状を人口の点から確認しておきたいと思います。二〇〇六年の北海道府に

よる調査によれば、アイヌ民族は全道の七一の市町村に住んでおり、人口は二万四〇〇〇人ほどとされております。地域別にみると、主要なところでは札幌を含む石狩に二七〇〇人、白老を中心とする胆振に六六〇〇人、平取や静内など日高に七五〇〇人、釧路、阿寒などに一一〇〇人余りとなっています。しかし、二万四〇〇〇人ほどという数字は北海道の調査に応じた人々の数ですから、実際にはこの倍の五万人ほどが北海道に住んでいるという見方もあります。さらに道外でも、東京などの関東に約五〇〇〇人のアイヌの人々がいるといわれ、また関西や九州などにも生活していると推定されています。

このアイヌの人々は、一九八〇年代から、世界の先住民族と肩を並べて、自分たちを日本の先住民族として認めることを求める運動を始めましたが、最初にも申し上げましたように、昨年六月六日によく衆参両院が本会議において、政府に対してアイヌ民族を先住民族と認めるように求める決議を行いました。そのポイントは二点にまとめられています。

(一) 「政府は、『先住民族の権利に関する国際連合宣言』を踏まえ、アイヌの人々を日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族として認めること。」

(二) 「政府は、『先住民族の権利に関する国際連合宣言』が採択されたことを機に、同宣言における関連条項を参照しつつ、高いレベルで有識者の意見を聴きながら、これまでのアイヌ政策を更に推進し、総合的な施策の確立に取り組むこと。」

この国会決議を受けて、政府は、内閣官房長官の談話という形でこれを認めました。

内閣官房長官というのは総理大臣の女房役ともいわれますが、政府のスポーツマンであり、その公式の発言は政府自身の見解として扱われます。その要旨は、第一に「政府としても、アイヌの人々が：先住民族であるとの認識の下に、『先住民族の権利に関する国際連合宣言』における関連条項を参考しつつ、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組む」こと、そして第二に、「アイヌの人々が民族としての名誉と尊厳を保持し、これを次世代へ継承していくことは、多様な価値観が共生し、活力ある社会を形成する『共生社会』を実現することに資するとの確信のもと、これからもアイヌ政策の推進に取り組む」こと等あります。

さて、このような政府の見解にはどのような意味があるのでしょうか。これはアイヌ民族と国民一般の双方に対しても政府が一定の責務を負っていることを意味していると考えができるでしょう。アイヌ民族に対しては、官房長官談話にあるように、「我が国が近代化する過程において、法的には等しく国民でしながらも差別され、貧窮を余儀なくされたアイヌの人々が多数に上ったという歴史的事実について、政府として改めて、これを厳粛に受け止めたい」という認識から、国の政策によって言語・文化・生活様式等に大きな打撃を与えた民族に対し、それらを回復する責務が生まれると考えられます。また、国民一般に対しても、民族的マイノリティや外国人が増加する中で、豊かで活力ある多文化共生社会を実現する責務があることを意味していると考えることができます。

また、アイヌ民族がもつとも多く生活している自治体である北海道についてもその責務を認めることができますが、北海道庁自身が自らその責務の具体化を表明したものの一つとして、二〇〇三年の「北海道人権施策推進基本方針」をご紹介します。これはアイヌに限らず、北海道で生活している様々な弱い立場にある人々の人権を総合的に推進するためのガイドラインを示したものですが、そのなかでアイヌ民族についてはこのように書かれています。すなわち、

「アイヌの人々との共生は、北海道にとって二一世紀を人権の世紀とするための、重要な試金石であり、アイヌ語やアイヌの伝統文化の保存、振興に向けた施策の推進や、学校におけるアイヌ民族の歴史や伝統文化の学習など教育・啓発の推進とともに、アイヌの人たちの生活の安定や教育・雇用の支援など、社会的、経済的な地位の向上を図る。」

しかし、アイヌ民族との関わりについて考えなければならぬのは国や自治体だけではありません。日本社会における多数派の国民、マジョリティであるわたしたちにもいくつかの考えるべきことがあるようと思われます。第一に、歴史の認識です。わたしたちは、日常生活において、たとえば親が亡くなつたときに遺産の相続をしますが、親が貯金や不動産などのプラスの財産だけでなく、多額の借金などのマイナスの財産というか負債も抱えていたときは、プラスの財産だけを相続し、負債はいりません、といふことはできません。相続するなら両方とも相続するか、どちらも相続しないかの選択しかないのでです。それと同様に、現在のわたしたちは、祖先が汗水を流して、場合によつては血も流して築き上げた豊かな社会で生活しており、さまざまな恩恵を享受しています。

そうであるなら、これまでの歴史の中で生じたさまざまな問題や悲劇、たとえば官房長官談話にもあったような日本の近代化の過程でアイヌ民族が受けた大きな打撃とそこから今日に続いているさまざまな問題についてもわたしたち自身の問題として考えなければならぬのではないでしようか。第二に、日本社会は、すでに多くの外国人住民を受け入れています。先日のテレビでも、マレーシアなどのアジア諸国から看護師や介護士がやってきている様子が紹介されていましたが、それはほんの一例にすぎません。このように日本は不可避的に多文化、多民族が共生する社会に向かっているのであり、国民もそのような社会に適応していかなければなりません。このような事情を考えると、北海道においてはすでに多文化共生の社会の素地が存在しているのであり、「共生と調和」をモットーに、豊かな社会のモデルを築いていくよう、わたしたちは日本をリードできる立場にあるのではないでしようか。このような多文化共生社会はマジョリティにとっても実は楽しい社会であります。たとえば私はタイ料理などが大好きですが、このようなエスニック料理や芸術などを楽しめるのも多文化共生社会ならではのことです。東京の新大久保という街には、韓国、中国、モンゴル、タイ、マレーシア、ベトナムをはじめとする多くのエスニック・レストランが建ち並び、様々な外国語が飛び交っています。このような街は日本のそこここに出現しており、日本社会の将来を指し示しています。そして、最後に、われわれマジョリティ、多数派の民族は、自分では気づかないうちに様々な特権を享受していることを自覚すべきではないかと思います。わたしたちは自民族の言葉で語り、その文化を楽しみ、その社会的ルールで生きることができるということをあたりまえのことと考えていますが、というより何も考えていない、意識していない

いと言うべきかもしませんが、自分たちの身近にその「当然のこと」ができない人々が存在しているということに気づくべきではないでしょうか。自分はマイノリティを差別した覚えはないという人々は多いのですが、このような特権の無自覚 자체が一種の差別と言えるのかもしれません。

ここまでではアイヌ民族が先住民族であるとはどういう意味か、そのことに国、自治体、そして国民一般はどのような関わりを持つかについて考えてきました。特に最後の点は、札幌大学のプロジェクトを考えいく中で教職員のみなさんや学生のみなさんが自分自身の問題として考えてみただければと思います。

つぎに、先住民族にとって教育が持つ意味について考えてみたいと思います。一般に、二つの意味があると考えることができます。第一に、教育は民族的アイデンティティ、すなわち民族としての自己意識を確立する上で重要であるということができます。それは一方で先住民族自身に対してその民族の固有の言語や文化を教育することにより民族意識を高めるということもありますし、同時に、マジョリティに対して多文化共生が持つ意味を理解させるという意味もあります。第二に、これはよく指摘されることですが、教育水準の向上は先住民族の社会的経済的地位の向上にとって不可欠だという事ができます。教育水準が、貧困などの生活水準に大きく関わっているというのは明らかですし、その貧困が差別の大きな原因となっていることも否定できません。したがって、貧困問題を解決し、先住民族に対する差別を解消するためにも教育水準の向上は急務な

のです。また、民族全体の問題としても、マジョリティが中心となっている社会の中で正当な地位を占めるためには民族全体としての教育水準を向上させることが不可欠です。

さて、それでは教育に関するアイヌ民族の課題をみていきたいと思います。教育に関する大きな格差があることが二つの調査によって明らかにされています。まず、北海道庁が二〇〇六年に行つたアイヌ生活実態調査によると、大学進学率（短大を含む）は、アイヌ民族は一七%、これに対し、全道では三九%、そして全国の進学率は五一%に達しています。アイヌの一八歳未満の子を持つ親の六〇%が子どもを大学に進学させたいと思っていることにも注目すべきでしょう。さらに、北海道大学アイヌ・先住民研究センターが北海道アイヌ協会の協力を得て二〇〇八年に行つたアイヌ民族生活実態調査によれば、上の学校への進学をあきらめた理由として、経済的理由が七六%に上っており（複数回答）、就職の必要という、これも経済的理由の一つと言える理由を挙げている人が二五%いることが明らかにされています。学力の問題としている人は一四%であり、就学を阻害している主要な要因が経済的問題であることが示されています。

つぎにアイヌ民族側の要望をみていきますが、政府に対してもどのような政策を望むかという質問に対し、北海道庁の調査（複数回答）では、進学奨励など子弟教育の充実を望むという回答が圧倒的に多く七九%、続いて生活・雇用の安定策を望む声が五〇%、そしてアイヌ文化の保存・伝承政策の希望が三三一%となっています。また、北海道大学調査（複数回答）でも、進学奨励などの教育支援政策を求めるという回答が五一%、差

別のない人権が尊重される社会の実現を求める声も同じ五一%、雇用対策を求める回答が四三%，アイヌ語・文化教育を望むという回答が三三%となっており、いずれでも教育支援の要望がトップであることが注目されます。ちなみに、北海道大学調査における教育支援を求める回答の比率が北海道庁の調査より低いのは、北大調査の方が選択肢が多いことによると思われます。

このような問題をふまえ、昨年、北海道庁が設置したアイヌ生活向上推進方策検討会議は次のように提言しています。ちなみに、この会議は、アイヌ民族を対象とする総合的施策の必要性を検討するために、北海道大学の前の総長であった中村睦男先生を委員長に、アイヌ民族の代表と市民の代表によって構成された委員会であり、その提言にはアイヌ民族の声とそれに対する市民の評価が現れているということができます。その提言では、「就労の安定や生活水準の向上を図り、また国内外の様々な分野で活躍できる人材の育成を図る上で、子どもたちの教育水準を高めることは非常に重要なことから、修学資金の引き上げや必要経費の全額補助など、高校・大学等の修学（入学）の奨励に努める必要がある」とことと「大学におけるアイヌの子どもたちの推薦入学枠の確保を働きかけることについて検討する必要がある」ことが指摘されています。

アイヌ民族の声については、五月九日に、アイヌ政策有識者懇談会が阿寒や白糠などの道東の視察を行い、地元のアイヌの人たちの声を直接伺つてきましたが、その中でも多くの方々が子どもたちの教育の重要性を強調しておられました。とりわけ、授業料補

助だけでは地方からの大学進学は困難であり、下宿代などの生活費や課外活動費用などの援助が不可欠であることが何人の方から語られたことが印象的でした。このような要望の背景には、アイヌ民族の世帯年収は二〇〇万円から三〇〇万円未満という世帯が最も多く、平均世帯年収は全道平均が約五七二万円（総務省統計局「平成二〇年度家計調査」）であるのに対し、アイヌ世帯では約二五六万円（北海道大学調査）にとどまっており、また生活保護受給率（世帯）も全国で一・一%、全道では三・五%であるのに対し（二〇〇六年）、アイヌ民族の場合は五・二%に上るという経済事情があります。

このように子供たちの教育支援、進学奨励などに対するアイヌ民族の希望は非常に強く、またその必要性を示すデータもあるわけですが、同じように国内に先住民族が生活する諸外国においてはどのような政策がとられているのかを参考までに少しだけ見ておきたいと思います。

アメリカにおいては、一九五〇年代後半から人種平等を達成するために高等教育・公事事業・雇用等におけるアファーマティブ・アクション（積極的差別是正措置）を実施してきたのはよく知られています。その後、個人主義や新自由主義の高まりの中でアファーマティブ・アクションは縮小の一途をたどりますが、高等教育の分野では入学選考や奨学金給付等にあたり人種を考慮するという形で維持されてきています。その理由としては、社会における人種的文化的多様性に学生を備えさせ、そこで必要な事柄を学ばせるためには、大学のなかに人種的文化的多様性を実現することが必要であることがあげら

れます。また、アフアーマティブ・アクションがなくても若干のマイノリティ学生が入学することはありうるわけですが、社会における多様性を反映したコミュニティを大学に実現するためにはそれなりの人数の学生が入学することが必要であり、そのためにはアフアーマティブ・アクションが欠かせないと考えられているのです。

オーストラリアでは先住民族学生に対しては大学入学要件を緩和しておりますし、台湾においては、①原住民学生の大学進学試験得点を二五%上乗せする、②国が行う原住民族語試験に合格し、原住民文化及び語学能力証明を取得した者には更に一〇%上乗せする（二五%+一〇%＝三五%）、③教育行政機関が決定した各校（学部、学科）の合格者数に加え、同合格者数の二%を原住民受験生の合格者枠とする、といった政策が採られています。ちなみに、二%というのは台湾の総人口に占める原住民の割合に相当します。

さて、このように先住民族の青少年に対する教育支援、進学奨励については諸外国においても様々な実例があるといえるのですが、このような制度を日本に導入するに当たって、法律上あるいは制度上の問題がないのかどうかを確認しておきたいと思います。第一に検討すべきは憲法が定める法の下の平等の要求に反しないか、という問題でしょう。アイヌ民族の子どもたちだけに対して、ほかの国民には認められないような権利や利益を認めるのは不平等ではないかという指摘はありうるところです。しかし、一九八九年に猪熊参議院議員が提出した「アイヌ民族を有利に待遇することが憲法上許容され

るか」という趣旨の質問主意書に対し、政府は、「文化・宗教・言語・習俗の保有について、日本国憲法の下において、すべての国民に平等に認められているところである。また、事柄の性質に即応した合理的な理由に基づくものであれば、国民の一部について、異なる取扱いをすることも、日本国憲法上許されるものと解している。」という内閣答弁書を出ししています。このように、すべてのものに対して機械的・形式的な平等が要求されるのではなく、事柄の性質に応じた合理的な理由があればアイヌ民族について特別な措置をとることも憲法には違反しないと考えられています。そして、すでに検討した歴史的な経緯やそれに基づく政府や国民の責務を考えると、一定の制度について合理的な理由を見いだすことは十分に可能であると思われます。

つぎに、特に大学入学という点に絞って制度的な問題を考えてみると、日本特有の入試制度という問題があります。たとえばアメリカの大学においては、「ご承知のように、入学の合否はペーパーテストだけではなく、高校時代の成績、社会に対する貢献、スポーツや芸術などの能力など様々な要素を総合的に考慮して決められるのであり、先住民族や少数民族であるという要素も、全体の中の一つの要素として勘案されることになりますが、日本の大学においては、通常は、ペーパーテストの成績一つで合否が決まります。このような制度については、九州大学の横田耕一名誉教授（憲法学）が指摘されるように、「明治以降、日本の立身出世主義を支えた一つは、大学入試の点数主義だ。金持ちでも貧乏人でも点数さえ取れば入れる。だから平等で、点数以外を配慮するのはおかしい、と考える日本人が多い。」（朝日新聞一九九四／八／三）という事情があります。し

たがって日本の大学入試制度の中で先住民族であることを考慮することは、アメリカほどは簡単ではないのです。しかし、この問題については、国立大学と私立大学の違いも考える必要があるでしょう。私立大学に対しては憲法も私学の自由ないし個性というものを認めていると最高裁判所も述べております。また、入学させるかどうかという点で先住民族であること考慮する制度と、いったん入学した学生の中で、先住民族の学生に対してだけ奨学金などの経済的支援を行うという制度にはまた違いがあるよう思われます。経済的支援の場合は、入試の場合よりもさらに柔軟に対応することが可能であるように考えられます。

さて、ここまで様々な問題を考えて参りましたが、先住民族を対象とする教育支援、進学奨励策が憲法上も制度上も可能であるとしても、それがスムーズに導入され、成功するためには、市民、大学にあっては教職員、学生のみなさんの理解が不可欠であることはいうまでもありません。それなしの導入は、新しい差別を生むおそれがないとはいえないでしょう。また、これは非常に大きな広がりを持つ課題であり、国や自治体の協力・支援も不可欠です。さきほど紹介した北海道の総合的施策との関連付け、そして国で進められている政策、なんかずく若い世代が希望を持てるような社会を実現しようという政策と連携していくことも必要であると思われます。

最後に、現在札幌大学文化学部を中心に検討されているウレシパ・プロジェクトについて一言申し上げることをお許しいただきたいと思います。このプロジェクトの詳細に

についてはのちほど文化学部長の本田先生からお話をあろうかと思いますが、わたしの見
るところ、これはその独自性と総合性において非常に注目すべきものであるようと思わ
れます。すなわち諸外国のマイノリティ優先政策にありがちな多数者が少数者を一方的
に援助するというものではなく、お互いの「育て合い（ウレシバ）」を重視していると
ころにその特質があります。個別に特徴を見ると、入口においてはアイヌ文化の伝承・
発展に積極的に参加し、社会に貢献する意欲のある学生への奨学制度となつており、入
学してからは独自のカリキュラムと組織が学生を指導・支援し、そして出口において責
任ある就職支援プログラムを用意するという極めて総合的なプロジェクトと言うことが
できるでしょう。そして、このプロジェクトは、世界における国連宣言や国内での政府
の動きなど、天の時と地の利を得ているということができます。あとは人の和です。学
内外からの多くの人々の継続的な支援がその成功を支えるものと思います。

さきほども触れた五月九日のアイヌ政策懇談会の道東視察の際、北海道アイヌ協会の
加藤忠理事長がほかの委員に対しておっしゃった一言がとても印象的でした。「アイヌ
はこうして両手を差し伸べているのです。どうぞこの手を握りかえしてください。」ア
イヌ民族もわたしたちとともににより豊かで幸せな共生社会を作り上げていきたいと望ん
でいるのです。この言葉を皆さんにお届けして、わたしのつたない話を閉じさせてい
ただきます。

ご静聴ありがとうございました。